

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年8月13日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	行方市 08233
地域名 (地域内農業集落名)	玉造地域 手賀地区 (新田(玉造)・竹の埦・下の池・舟津・宿(玉造)・新宿・小座山・横須賀集落)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	274.2 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	274.2 h a
② 田の面積	141.0 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	133.2 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	193.3 h a
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	130.8 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- h a
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

水田については、担い手はいるので、今後は集約を図る必要がある。
レンコンを作付する若い担い手がいる。
玉造南部土地改良区は、平坦であり耕作しやすいが、畑地化は難しい。
畑については、区画の面積が小さいことから、大きく集積していきたい。そのために、地中杭（地中マーカー）を導入する必要がある。
さつまいも（甘藷）は、10年前より大きく単価が上がっている、そのような参入を誘引する経済的な魅力づくりが重要である。
地域全体で、イノシシ対策が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

さつまいも（畑）と水稻（田）を主要作物としつつ、地域の特産物であるさつまいも（甘藷）や施設・露地野菜を段階的に集積・集約を推進し、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付を進めつつ、担い手（認定農業者、農業法人、集落営農団体）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	36.90	%	将来の目標とする集積率
			66.11 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手が利用する農地面積及び団地数			
団地数の減少及び団地面積の拡大			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組 水田は手賀集落の担い手のほか、玉造地区や現原地区の担い手が交錯しているので、他地域の担い手(経営体)にも担ってもらう。 畑は現在いる若い担い手のほか、小座山集落、新宿集落には若い後継者がいるので、これらの者に担い手になってもらう。
(2) 農地中間管理機構の活用方法 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用し農地を貸し付けていく。 担い手(経営体)が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手へ再配分を進めることができるよう、機構を通じて担い手(経営体)への貸付けを進めていく。 地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。 その際、所有者の貸付意向時期にも配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組 農業の生産向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化や汎用化等への基盤整備に取り組む。 時期は10年後を目途に計画していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組 地域内外を問わず、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 農業者の高齢化や人材不足を鑑み、農作業委託や農業作業人材の確保等・情報提供など多岐にわたり農業協同組合による支援を活用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策の取り組み・・・地域による鳥獣被害対策の点検（侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築に取り組む。被害を受ける恐れのある農地への電気柵や防護網の設置助成に取り組む。

⑧自然災害対策への取り組み・・・暴風雨等の被害防止のための対策として農業用ハウスの強靱化、園芸施設共済やセーフティネット等への加入推進をしていく。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
	別添のとおり。		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	経営体 784		133 ha	ha		188 ha	ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり。）

※詳細な筆ごとの目標地図については、地域の利害関係者に限り、行方市農林水産課・行方市農業委員会窓口にて閲覧可能。

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。